

# 公 告

## 「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請してください。

平成24年2月1日

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所長

和泉 恵之

### 記

#### 1. 協定の目的

京浜河川事務所の管理する管内で発生した地震や洪水等の災害に伴う河川管理施設等の応急復旧について、速やかに対応することを目的とします。

#### 2. 協定の内容

(1) 協定書(案) 別冊のとおり

(2) 協定区間 別紙-1(多摩川・浅川・大栗川)、別紙-2(鶴見川・矢上川・早淵川・鳥山川・遊水地)、別紙-3(相模川)のとおり

#### 3. 申請書類

(1) 申請書 様式-1

(2) 調査票 様式-2-1、2-2

#### 4. 申請者の資格条件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条および第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)平成23・24年度一般競争(指名競争)入札参加資格のうち、「一般土木工事」又は「維持修繕工事」のどちらかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 京浜河川事務所の管理する河川のうち、多摩川、鶴見川、相模川の各出張所管内、各協定区間より30km以内に、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (7) 災害時における応急復旧・応急対応等に関する事務所と施工業者等との協定に基づく応急復旧等の業務に対して、法定外労働災害補償制度(元請・下請を問わず補償できる保険であること)に加入できること。

#### 5. 評価項目

希望出張所に多数の応募者がある場合は、下記により評価を行い得点の高い者を優先します。最高得点は対象区間により異なります(最高 200 点)。

評価項目	条件	判定基準	配点		最大 得点
			自社(保有)	その他	
建設機械 保有台数 (注1)	バックホウ (0.45m <sup>3</sup> 以上)	3台以上	10	5	10
		2台	6	3	
		1台	3	1.5	
		0台	0	0	
	ブルドーザー (3t以上)	3台以上	10	5	10
		2台	6	3	
		1台	3	1.5	
		0台	0	0	
	ダンプトラック (2t以上)	3台以上	10	5	10
		2台	6	3	
		1台	3	1.5	
		0台	0	0	
	移動式クレーン (4.9t吊以上)	2台以上	10	5	10
		1台	5	2.5	
		0台	0	0	

評価項目	条件	判定基準	配点		最大 得点
			自社(保有)	その他	
建設機械 保有台数 (注1)	作業用台船 (注2)	2隻以上	10	5	10
		1隻	5	2.5	
		0隻	0	0	
	土運船 (注2)	2隻以上	10	5	10
		1隻	5	2.5	
		0隻	0	0	
	曳(引)船 (注2)	2隻以上	10	5	10
		1隻	5	2.5	
		0隻	0	0	
備蓄材料	碎石・栗石	100m <sup>3</sup> 以上	10	5	10
		30~100m <sup>3</sup> 未満	5	2.5	
		30m <sup>3</sup> 未満	0	0	
	大型土のう (容量 1m <sup>3</sup> 以上)	50袋以上	10	5	10
		10~49袋	5	2.5	
		10袋未満	0	0	
	敷鉄板 (厚さ 22mm, 1.5m × 6m)	10枚以上	10	5	10
		5~9枚	5	2.5	
		4枚以下	0	0	
災害時にお ける配置可 能最大人員 数	■技術士(総合・建設・農業土木・森 林土木) ■1級又は2級土木施工管理技士 ■1級又は2級建設機械施工技士	4人以上	10	—	10
		2~3人	5	—	
		1人	2	—	
		0人	欠格	—	
	作業員 (注3)	10人以上	10	5	10
		5~9人	5	2.5	
		1~4人	2	1	
		0人	欠格	—	
現場に到達 するまでの所 要時間	緊急時に担当技術者が、希望 区間の出張所に到達するまで の所要時間を記載	30分以内	10	—	10
		60分以内	5	—	
		90分以内	2	—	
		90分を超過	0	—	
希望出張所 担当区間ま での距離	出勤拠点となる本店、支店又は 営業所のいずれかから、担当区 間の基準点までの直線距離を 記載(注4)	5km未満	20	—	20
		5km以上 15km未満	10	—	
		15km以上 30km未満	5	—	
		30kmを超える	欠格	—	

評価項目	条件	判定基準	配点		最大 得点
			自社(保有)	その他	
災害協定締結	過去の協定締結実績	当事務所との協定有り	10	—	10
		他機関との協定有り	5	—	
		協定無し	0	—	
	他機関との協定締結件数 (団体等の構成員で締結した協定も含む。)	0～2 件	10	—	10
		3～5 件	5	—	
		6 件以上	0	—	
災害出動実績	災害協定に基づく業務実績	実績有り	10	—	10
		実績無し	0	—	
工事实績	京浜河川事務所発注工事の平成 14 年度以降の元請けとしての施工実績(H24 年 3 月末完了予定も含む)	実績有り	10	—	10
		実績無し	0	—	
企業 BCP	関東地方整備局による、企業 BCP の認定の有無	認定有り	10	—	10
		認定無し	0	—	
事故及び不誠実な行為 (注5)	過去2年間において、事故及び不誠実な行為により注意等を受けた実績の有無(件数ごとに累加)	無し	0	—	-20
		実績有り	-5~-20	—	
最高得点					200 (170)

- (注1) 自社が保有しているか、又は協力会社から優先的に借用することが証明できる場合に「自社(保有)」として優位に評価する。ただし、リース契約は「自社(保有)」とみなすが、短期レンタル(1年未満)は「その他」として評価する。
- (注2) 作業用台船、土運船、曳(引)船については、田園調布出張所、鶴見出張所、新横浜出張所、相模出張所管内に限り評価項目とする
- (注3) 自社社員であるか、又は協力会社から専属的に従事可能な協定・契約等が締結されている場合に「自社(保有)」として優位に評価する。
- (注4) 担当区間の基準点は、別紙-1~3に示す橋梁の橋詰を左右岸別にあてる。
- (注5) 関東地方整備局のデータにより評価する。

## 6. 協定締結

申請書を審査の上、協定締結者には平成24年3月23日(金)頃発送予定で郵送にて通知します。

協定締結社数は、各区間で5社を予定しています。

## 7. 申請書類の提出

### (1) 提出期間および受付時間

平成24年2月1日(水)～平成24年2月28日(火)

9:15～18:00まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

### (2) 提出場所及び問い合わせ先

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 防災情報課

TEL 045-503-4018(直通)

### (3) 提出物及び部数

#### 提出物

- 申請書(様式-1)
- 調査票(様式-2-1、2-2)
- 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社から優先的に配備できることを証する協定、又は契約等の写しを添付してください。
- 建設機械の配備に関して、自社保有であることを証する書面の写し、又は協力会社から優先的に配備できることを証する協定・契約等の写しを添付してください。
- 他機関との災害協定書等がある場合にはその写しを添付してください。  
ただし、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性を明確に証明できなければ実績として認めないので、協定書の写しの外に、年度更新における通知文及び依頼文等の写しも併せて添付してください。
- 災害協定に基づく活動実績がある場合には、それを証明する契約書等の写しを添付してください。
- 「建設会社における災害時の事業継続力認定」がある場合には、認定証の写しを添付してください。

提出部数 1部 紙によるものとします。

### (4) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。また、持参による場合は前記7.(1)の受付時間内に限ります。なお、電送(ファクシミリ等)、電子メール等によるものは、受け付けません。

## 8. その他

- (1) 本協定の締結者、及び本協定に基づき災害活動を行った実績のある締結者は、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の「企業の信頼性・社会性の「地域貢献度」」の評価項目で優位に評価されています。(平成23年度時点)
- (2) 対象となる協定区間のうち、首都圏近郊の区間については申請の集中が見込まれます。そのため、本協定の締結申請にあたり、より多くの企業の皆様との間で協定が締結されるよう、資格条件に合致すれば1社で複数の協定対象区間に応募していただくことが可能です。複数区間に応募された場合でも、1社について1区間の協定締結とさせて

いただきます。複数の区間で締結対象者として選定された場合には、評価点の順位が上位となる協定区間で協定を締結していただきます。なお申請書については、申請される1区間ごとに作成して提出してください。協定締結区間については、京浜河川事務所決定します。

- (3) 協定締結期間は平成26年度までの3年間とし、毎年度 資機材等の状況調査票を提出していただきます。なお、平成25年度以降の関東地方整備局における「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争(指名競争)入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後協定は無効となります。
- (4) 調査票作成等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出する申請書、調査票は、当目的以外に使用することはありません。
- (6) 提出された申請書、調査票は返却しません。なお、差し替えは認めません。
- (7) 本公告、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票については、下記に示す当事務所のホームページ及び当事務所及び出張所の掲示板にて、閲覧が可能です。
- (8) 協定会社が定数に満たない場合については、別途期間を定め募集します。

◆京浜河川事務所ホームページアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

◆掲示、期間及び時間

【掲示場所】

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

- ・1F掲示板
- ・田園調布出張所(東京都大田区田園調布本町31-1)
- ・多摩出張所 (東京都稲城市大丸3117-1)
- ・多摩川上流出張所(東京都福生市南田園3-64-2)
- ・鶴見出張所(神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-16-13)
- ・新横浜出張所(神奈川県横浜市港北区小机町2081)
- ・相模出張所(神奈川県平塚市中堂246-2)

【掲示期間及び時間】

平成24年2月1日(水)～平成24年2月28日(火)

9:30～17:00までの間(土曜日、休日は除く)

以 上

## 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書(案)

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 和泉 恵之（以下「甲」という。）と、〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における河川災害応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、京浜河川事務所が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

### （業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙中の下記とする。

区間名称：〇ー〇

### （業務の実施体制）

第3条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面または電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者を定め、直ちに被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該被害の応急復旧を実施するものとする。

3. 乙は、業務の請負契約を取り交わす時点で、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

### （業務の指示）

第4条 業務の指示は、甲又は第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

### （業務の完了）

第5条 乙又は第3条第2項で定めた現場責任者は、業務を完了したときは、電話等の方法により直に出張所長にその旨を報告するものとする。

### （業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻、及び使用した建設

資機材等を速やかに報告するものとする。

#### （契約の締結）

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

#### （建設資機材等の報告、提出）

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し、使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について、甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

#### （建設資機材等の提供）

第9条 甲及び乙は、災害応急復旧業務の状況に応じて、建設資機材等を相互に提供できるものとする。

#### （業務の特例）

第10条 乙は、甲から第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

#### （費用の請求）

第11条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を、第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

#### （費用の支払）

第12条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し、第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

#### （損害の負担）

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。



(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

(協定解除)

第15条 甲は乙に対して本協定を締結するのが著しく不相当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第17条 乙が関東地方整備局長から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中は、この協定を適用しない。

(雑則)

第18条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

氏名 国土交通省関東地方整備局  
京浜河川事務所長 和泉 恵之

乙 住所

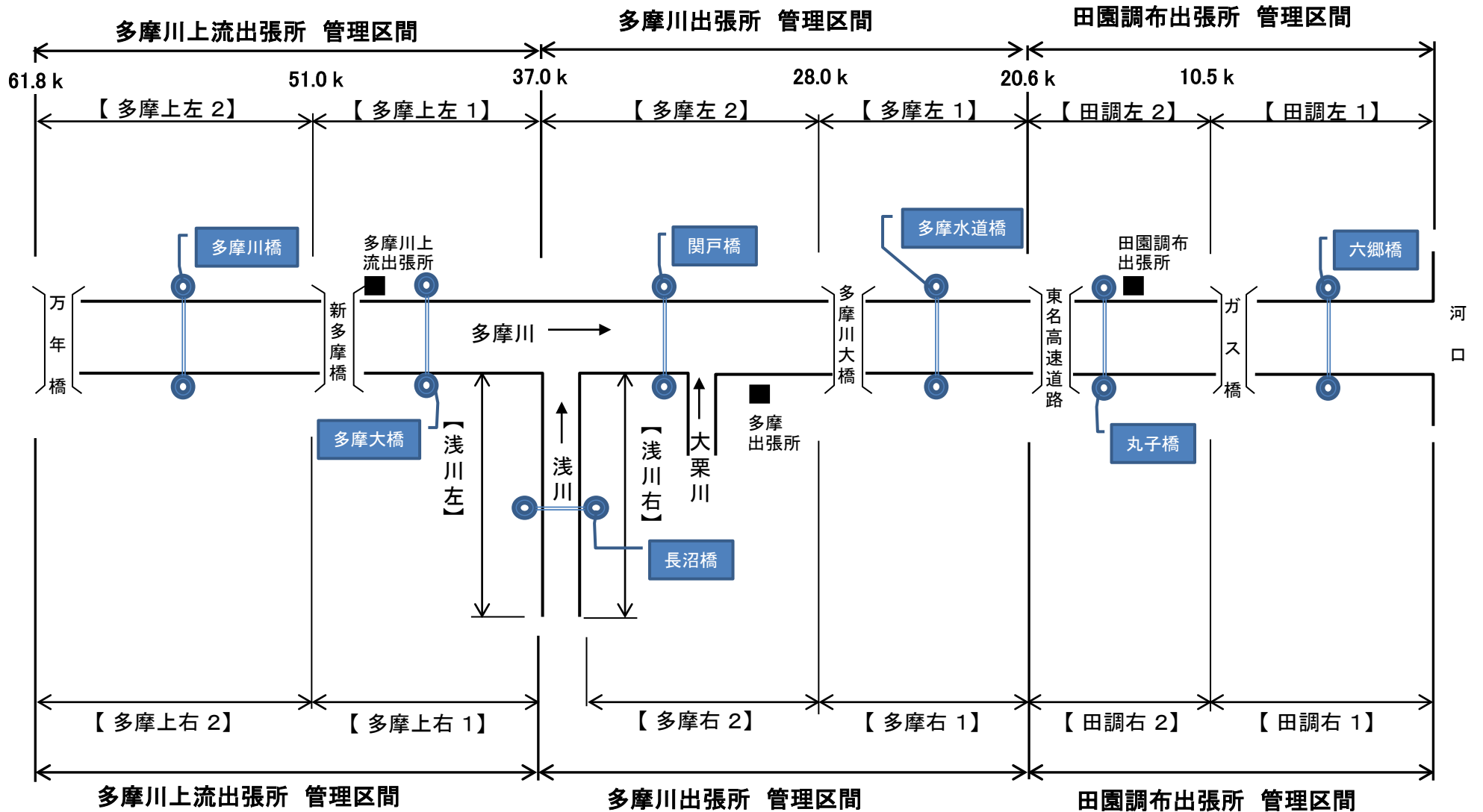
氏名

# 災害時における河川災害復旧業務の協定区間（多摩川・浅川・大栗川）

《 多摩川水系 多摩川・浅川・大栗川 》

●—● : 担当区間の基準点

【 】 : 協定区間名

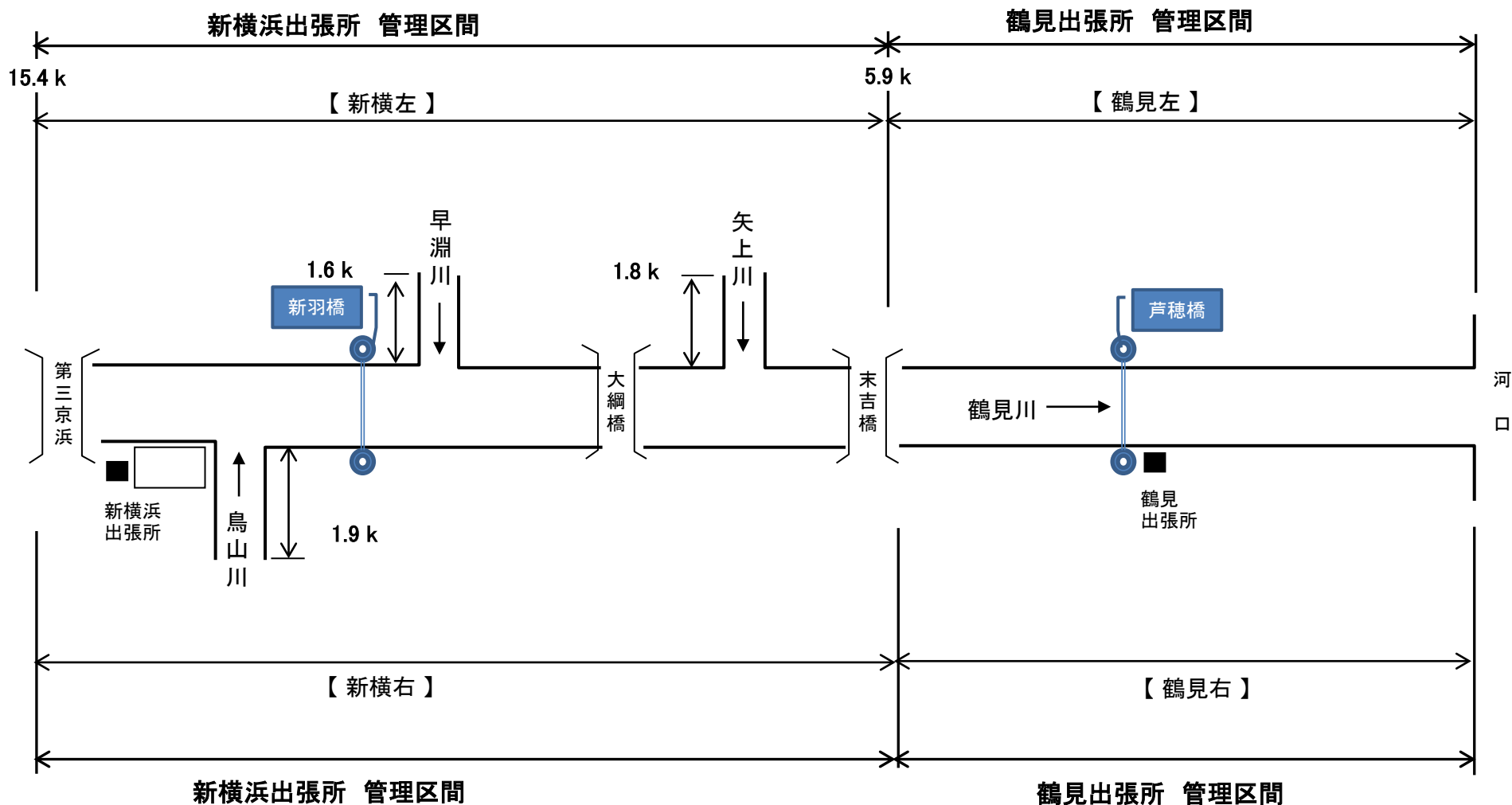


# 災害時における河川災害復旧業務の協定区間 (鶴見川・矢上川・早淵川・鳥山川・遊水地)

《鶴見川水系 鶴見川・矢上川・早淵川・鳥山川・遊水地》

●—● : 担当区間の基準点

【 】: 協定区間名

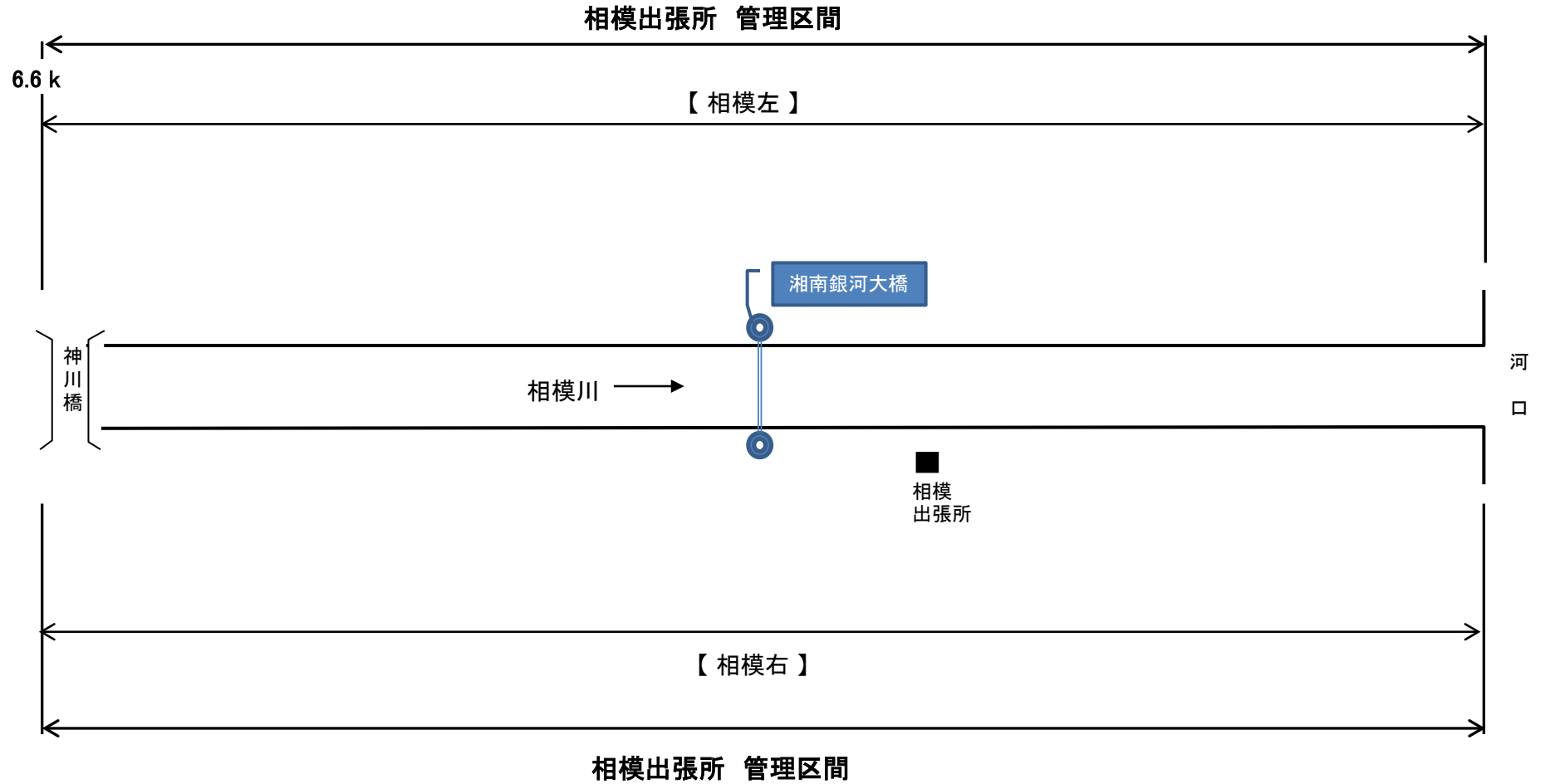


# 災害時における河川災害復旧業務の協定区間（相模川）

《相模川水系 相模川》

●—● : 担当区間の基準点

【 】: 協定区間名



様式－1

(用紙はA4とする)

## 協定参加申請書

平成24年2月 日

国土交通省 関東地方整備局  
京浜河川事務所長 宛て

住 所 :

代 表 者 :

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」に参加したく、申請いたします。

担 当 者 :

部 署 :

電話番号 :

内線

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票

会社名： \_\_\_\_\_

## 1. 建設機械保有台数

項目	規格	数量	保有先住所 (例：横浜市鶴見区鶴見中央2丁目)	自社・協力会社 の別
バックホウ (0.45m <sup>3</sup> 以上)	( ) m <sup>3</sup>	( ) 台		
	( ) m <sup>3</sup>	( ) 台		
	( ) m <sup>3</sup>	( ) 台		
ブルドーザー (3 t 以上)	( ) t	( ) 台		
	( ) t	( ) 台		
	( ) t	( ) 台		
ダンプトラック (2 t 以上)	( ) t	( ) 台		
	( ) t	( ) 台		
	( ) t	( ) 台		
移動式クレーン (4.9t 吊以上)	( ) t 吊	( ) 台		
	( ) t 吊	( ) 台		
	( ) t 吊	( ) 台		
作業用台船	( ) t	( ) 隻		
土運船	( ) m <sup>3</sup>	( ) 隻		
曳(引)船	( )PS ( )t	( ) 隻		

注) 保有先が複数ある場合には、保有先別に数量を記載してください。なお、協力会社が保有している場合は、保有先住所に社名等を記載してください。自社保有であることを証する書面の写し、又は協力会社から優先的に配備できることを証する協定・契約等があれば、その写しを添付してください。

## 2. 備蓄資材量

項目	規格	数量	保有先住所 (例：横浜市鶴見区鶴見中央2丁目)	自社・協会の別
碎石・栗石	—	( ) m <sup>3</sup>		
大型土嚢袋	容量 1 m <sup>3</sup> 以上	( ) 袋		
敷鉄板	t=22m, 1.5m × 6m	( ) 枚		

注) 保有先が複数ある場合には、保有先別に数量を記載してください。なお、協会が保有している場合は、保有先住所に社名等を記載のこと。

## 3. 災害時における配置可能最大人員数

項目	配置できる人員	適用
自社技術者	( ) 人	技術士 ( ) 部門 人、 1 級土木施工管理技士 人、 1 級建設機械施工技士 人 2 級土木施工管理技士 人、 2 級建設機械施工技士 人
自社作業員	( ) 人	
協会作業員	( ) 人	※社名等記載

注) 自社社員であることを証する書面の写し、又は協会から優先的に配備できることを証する協定、又は契約等の写しを添付してください。

## 4. 現場に到達するまでの所要時間

項目	適用
自社技術者が常駐先から出張所に到達するまでの所要時間	【自社技術者の所属部署名】  【自社技術者の常駐先住所】  常駐先から出張所までの道のり ( ) km 到達までの所要時間 ( ) 分

注) 上記3の自社技術者が、希望区間の出張所に到達するまでの所要時間は、常駐先から出張所までの道のりを、参集手段を問わず時速20kmで進むものとして算出してください。また、参集経路図(様式自由)を添付してください。

5. 災害時の協定締結状況

協定・契約の別	期間	協定・契約相手

注) 平成23年度において国、都県、市町村と災害時における協定又は契約を締結している場合は、すべて記載してください。また当該協定書又は契約書の写しを提出してください。

(締結していない場合は無記入)

6. 災害出動実績

災害協定に基づく業務実績	有 ・ 無	(どちらかを○で囲んでください。)
--------------	-------	-------------------

注) 「有」の場合は、災害協定に基づく活動実績を証する契約書等の写しを添付してください。

7. 工事实績

工事名	最終請負金額	工期	CORINS 登録番号

注) ・京浜河川事務所発注工事の平成14年度以降の元請けとしての工事实績とします。

- ・工事实績が3件を超える場合は、代表的なものを3件記載してください。
- ・工事实績の工種は問いません。

8. 企業BCPの認定状況

企業BCPの認定の有無	有 ・ 無	(どちらかを○で囲んでください。)
-------------	-------	-------------------

注) 「有」の場合は「建設会社における災害時の事業継続力認定」認定証の写しを添付してください。



様式－２－２

(用紙は A4 とする)

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票（２）

会社名： \_\_\_\_\_

○希望する出張所区間

出張所名	出張所区間名	最寄りの本店、支店及び営業所の名称・住所
例) 多摩川上流(出)	例) 多摩上右 1	

計算距離＝ ( ) km

注)・上記の最寄りの本店、支店及び営業所から担当区間の基準点までの直線距離とします。

なお担当区間の基準点は、別紙－１～３に示す橋梁の橋詰を左右岸別にあてます。